

第5章 整備の基本方針・整備項目

1. 整備の基本方針・整備項目について

重点整備地区における移動等円滑化を図るための整備の基本方針と整備項目を示します。

なお、整備の基本方針と整備項目は、「枚方市交通バリアフリー基本構想」および「枚方市バリアフリー基本構想」の内容を基本とします。

(1) 整備の基本方針

- バリアフリー新法およびこれに基づく移動等円滑化基準やガイドライン等を基に、施設の改良・整備の基本方針を施設ごとに示しています。
- 基本構想における整備方針は、移動等円滑化基準やガイドラインにある内容だけではなく、現地調査やアンケート調査などにより得られた課題等から必要なものを記します。

(2) 整備項目

- 生活関連施設および生活関連経路に選定された施設ごと（鉄道駅、建築物、道路）に整備の基本方針に基づいた内容を示します。
- 移動等円滑化基準やガイドラインに定められていないものであっても、現地調査やアンケート調査などから出された意見を尊重し、事業者と調整が図れたものは整備項目とします。
- 既存の施設について、全ての移動等円滑化基準を満たすことが困難な場合があるため、整備の基本方針に基づき、事業者と調整が図れたものについて整備項目とします。
- バリアフリー化には、ハード面における取り組みだけでなくソフト面等による取り組みも重要であることから、特定事業に関する整備項目だけでなく、特定事業に含まれない整備内容についても示します。

(3) 整備時期

- バリアフリー新法では、平成22年が整備目標年次となっていますが、本基本構想では、短期を2年後、中期を5年後、6年以降を長期とします。

短期：～平成24年度、中期：～平成27年度、長期：平成28年度～

(4) 整備項目の移動等円滑化基準との対応

- 整備の基本方針、整備項目の記述は、バリアフリー新法およびこれに基づく移動等円滑化基準との対応がわかるよう分類して表示しています。

●移動等円滑化基準に対応した項目

◎ガイドラインの整備内容等の移動等円滑化基準以上の項目

◇基準やガイドラインに記述されていないが取り組みが望まれる整備項目

2.整備の基本方針

(1) 鉄道駅

鉄道駅では、次の考え方により整備を進めます。

① 移動施設（エレベーター、階段、スロープ、通路等）

ア. 移動等円滑化された経路の確保

- 駅出入口から車両乗降口および多目的トイレ等のバリアフリー化された設備までの経路を、誰もが容易かつ安全に移動できるよう「移動等円滑化された経路」として1以上を確保する。
- ◎ 利用者の利便性、駅の立地特性から見て整備が必要と考えられる駅については、旅客の移動が最も一般的な経路(主動線)以外の他の経路についても移動等円滑化を図る。
- ◎ 早期に移動等円滑化された経路が確保できない場合は、代替措置の検討を行う。

イ. 移動施設の整備・改善

【エレベーター等の設置・改善】

- 駅の出入口からホームに至る主動線上では、エレベーター又はスロープの設置により移動等円滑化することを基本とする。
- ◇ エレベーターの早期確保が困難な場合は、当面の代替措置として下記のいずれかを行う。
 - a. 福祉型(車いす対応型)エスカレーターを設置
 - b. その他、車いす使用者の上下移動が可能となる対策

【利用しやすい階段、通路への改善】

- ◎ 階段への2段手すりの設置
- ◎ 通路への手すりの設置
- 認識しやすい階段床面への改良
- スロープ勾配の改善(1/12以下)
- スロープへの手すりの設置
- 認識しやすいスロープ床面への改良

② 誘導案内施設（誘導用ブロック、路線図、料金表、案内表示等）

ア. 誘導・警告ブロックの敷設・改善

- 公共用通路との境界である駅の出入口から改札口を経て車両へ至る経路上に連続して誘導用ブロックを敷設する。またトイレ、エレベーター等の主要施設への誘導用ブロックを敷設する。

◎誘導用ブロックは、新設又は、改良時にはJ I S製品を使用する。

◎誘導用ブロックの色彩は黄色を標準とし、かつ床面との明度差を大きくするなど、色彩の組合せに配慮する。

◎ホーム上には転落防止のための点状ブロックを連続して設置し、内方線をホーム内側に設置する。

イ. 点字表示・触知図板

●視覚障害者の円滑な移動に配慮し、駅の主要な設備への点字表示や、駅構内の施設配置を表示した分かりやすい触知図板を設置する。

ウ. 案内サイン

◎公共用通路との境界である駅の出入口から改札口を経て車両へ至る経路上の適所に、高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、車いす利用者や外国人等に配慮した音声・文字・ピクトグラムによる分かりやすい案内サインを設置する。

◎視覚障害者が円滑に移動できるよう、誘導用ブロックの敷設位置に合わせ、音声案内の提供を検討する。

◎特にトイレ前においては、男女の別が区別できる音声案内を提供する。

エ. 緊急時における運行状況等の情報提供および案内誘導

◎事故発生時等緊急時には運行状況等について文字や音声による情報伝達を行う。

◇駅員等による安全な誘導等を行えるシステムを検討する。

オ. 人的対応による案内機能の向上

●窓口等では、聴覚障害者が文字によるコミュニケーションを図るための設備を備え、その旨を窓口等に表示する。

◇駅員の対応についての取り組みを継続的に実施する。

③ 利便施設（トイレ、待合室）、個別施設（券売機、改札口、プラットホーム）

<利便施設（トイレ）>

ア. 多目的トイレの設置

●多目的トイレを男女別に1以上、構造上余裕のない場合は、男女共用のものを1以上設置する。また、2ヶ所以上設置する場合は右利き、左利きの利用者に配慮する。

◎トイレを含めた大規模な改良時やトイレの設備更新時においても、多目的トイレ化に努める。

イ. トイレの構造・必要な設備等の調査・研究

●多目的トイレは、オストメイト対応のものとする。

◎多目的トイレの構造、必要な設備とその配置について、誰もが使いやすい仕様に向けた

調査・研究を行えるようにする。

- ◎多目的トイレに設ける水洗器具等は、新設又は改良時に手洗いの蛇口についてはセンサー式、レバー式などとし、便器洗浄ボタンや紙巻器、呼出しボタンの形状、色、配置はJIS規格に合わせたものとする。

ウ. トイレにおける案内・情報伝達の充実

- ◎視覚障害者、聴覚障害者等への情報伝達など、安心してトイレを使用できる案内や情報伝達手段の確保に向けた調査・研究を行う。
- ◇オストメイト対応トイレなど、特定の利用に係る設備の使い方等に関する情報提供を行う。

< 便利施設（待合室） >

ア. 待合室の改良・機能充実

- ◎高齢者、障害者の利用に配慮した待合室の設備改良や、誘導・案内、情報伝達機能の充実を進める。

イ. 待合室の設置

- ◎現在待合室のない駅には、高齢者や障害者の利用に配慮した待合室の設置検討、あるいはベンチ等の増設を行う。

< 個別施設（券売機） >

ア. 車いす対応型券売機の導入検討

- 券売機の新設又は、改良時には、車いす対応型の券売機の導入を検討する。

イ. 券売機周辺の案内・情報伝達の充実

- ◎券売機における分かりやすい音声案内、点字表示、英字等外国人向けの表示等の充実を図る。
- ◇発券や乗車に際しての障害者や外国人等への情報伝達や案内に関して、設備による対応に加えて駅員等による人的な対応の充実を図る。

< 個別施設（改札口） >

ア. 幅広の自動改札機の導入検討

- ◎改札口の新設又は改良時には、障害者等が利用しやすい有効幅 90cm 以上の自動改札機の導入を検討する。

< 個別施設（プラットホーム） >

ア. 転落防止措置

- ホームでの視覚障害者等の転落を防ぐためホームドアや可動式ホーム柵、またはホーム端を知らせる認識しやすい点状ブロック、ホーム端での転落防止柵の設置等の対策を行う。
- ◇ホームドアや可動式ホーム柵の設置が当面困難な場合は、今後の技術動向等も踏まえな

がら設置可能性についての検討を行う。

イ. 転落時の安全確保措置

◎転落を知らせる装置の設置や設置箇所の案内、また退避場所設置等の措置を行う。

ウ. 案内表示の充実

◎音声・文字・ピクトグラム等による列車の接近や列車種別、列車の遅延や緊急情報の提供を行う。

◇乗降口の点字ブロックによる表示を検討する。

エ. 車両とホームの隙間・段差の改善

◎車いす利用者等が円滑に乗降できるよう、改築時・新規増築時等におけるホーム構造の変更や車両構造について検討する。

(2) 建築物

建築物は、それぞれ多様な用途特性を持つため、一律的な整備が効果的な整備につながるものではありません。ここでは、各施設特性や諸条件に応じた整備を行うための基本方針を示すものとし、整備内容については、各施設の諸条件に応じた整備内容を定めます。

ア. 移動等円滑化経路の確保

誰もが容易かつ安全に移動できるよう、「移動等円滑化経路」を整備することを基本とする。

- 道等から利用居室、利用居室から多目的トイレ、車いす利用者用駐車施設から利用居室までの経路について「移動等円滑化経路」として整備を行う。
- 階段又は段がある場合は、エレベーター又はスロープ等の設置により移動等円滑化経路の確保を図る。
- ◎正面出入口は、自動ドア又は引き戸を基本とし、開き戸とする場合には、車いす使用者が円滑に利用できるよう配慮することとする。
- ◎移動等円滑化経路の確保ができない場合は、代替措置について検討を行う。

イ. 視覚障害者移動等円滑化経路の確保

視覚障害者が容易かつ安全に移動できるよう、道等から触知図又は案内所までの「視覚障害者移動等円滑化経路」を確保することを基本とする。

- 線状又は点状のブロックを適切に組み合わせ、又は音声等の方法により誘導する。
- 視覚障害者移動等円滑化経路のスロープや段がある部分の上端には点状ブロックを敷設する。
- ◎誘導用ブロックは、新規敷設箇所又は、改良時にはJ I S製品を使用する。
- ◎誘導用ブロックの色彩は、床面との明度差を大きくするなど色彩の組合せに配慮する。
- ◎移動等円滑化経路の確保ができない場合は、代替措置について検討を行う。

ウ. 設備等の整備

移動等円滑化経路を構成するエレベーター、スロープのほか、多目的トイレについては、誰もが容易かつ円滑に利用できるよう整備を行う。

- ◎エレベーターは、ホールおよびかご内に低操作盤を設置する。又、かご内で車いすが転回できない場合は、かご入口正面壁面には鏡を設置し、車いす使用者にも見やすい位置となるよう配慮する。
- エレベーターには、音声案内装置を設置するとともに、操作盤には点字を貼付する。
- ◎手すりを設置する必要があるスロープでは、十分な幅員があるものについて、手すりを両側に設置する。
- スロープの路面は、粗面又は滑りにくい素材で仕上げるものとする。

- 一般用トイレを設ける施設には、多目的トイレも設置する。また、1施設に1箇所以上、オストメイト対応の設備を設置し、空間的に余裕がある場合は、介護用ベッドやベビーベッド等の設置についても検討する。
- ◎多目的トイレに設ける水洗器具等は、新設又は改良時に手洗いの蛇口についてはセンサー式、レバー式などとし、便器洗浄ボタンや紙巻器、呼出しボタンの形状、色、配置はJIS規格に合わせたものとする。
- ◇施設内にオストメイト対応の設備が設置されている多目的トイレがある場合には、設置していない多目的トイレに、オストメイト対応となっている多目的トイレの位置を明示する。

エ. 情報案内設備等の整備

バリアフリー化された設備を円滑に利用できるよう、必要に応じて施設配置図の設置や適切なサイン整備を行うものとする。

- 施設正面入口付近から施設全体を見通すことができない場合であって、常時受付による対応が困難な施設については、施設内の設備等の配置を示す案内図を設置する。
- ◎エレベーター、多目的トイレ等のバリアフリー化された施設の付近には標識を設置する。また、バリアフリー化された設備が見通せない位置にある場合は、主要な動線上にも誘導案内標識等を設置する。
- ◎多目的トイレの出入口付近には、誰もが利用できるトイレであることを表示する標識を設置し、オストメイト対応としたトイレについては、その旨についても表示する。
- ◎標識等は標準用図記号（ピクトグラム）を用い、わかりやすい大きさとし、色遣いに配慮する。

オ. その他の整備

その他必要な整備を行う。

- 一般者用駐車場が設けられている場合は、車いす利用者用駐車施設を一台以上確保する。
- ◎車いす利用者用駐車施設を設置する場合には、できるだけ出入口に近い位置とし、雨天時に濡れにくいように上屋等が設けられた場所に設置するよう配慮する。

(3) 道路

①新設改良を行う道路

- ◎新設・改良区間については、国の定めた「道路の移動等円滑化基準」および「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に沿った整備を進める。

②既設道路（歩道のある道路）

歩道のある既設道路については、これまでも歩行者の安全確保、バリアフリー化などについて一定の整備が進められているが、一部の箇所・区間において使いにくい形状になっていたり、移動等円滑化基準等に照らし合わせると基準に則していない部分がある。

このような箇所・区間については、以下の事項に配慮してできる限り改良を行う。

- 舗装面の改修、段差の解消、また勾配の改善など、現状を踏まえてなるべく使いやすく改良する。
 - 視覚障害者誘導用ブロックについて、視覚障害者等の意向を踏まえて適正な配置、JIS規格への改良を進める。
 - 歩道の有効幅員 2.0m以上を原則として、阻害要因の除去や移設を行う。（有効幅員は、やむを得ない場合 1.5m以上）
 - 安全および防犯を考慮して、適切な照明施設を配置する。
 - 放置自転車の撤去や不法占用物件である店舗看板等については、撤去を行う。
- ◇歩行を阻害している阻害物の除去に関する指導・啓発やPRに努める。
- ◎交通規制との組み合わせにより通過交通を減らし、歩行者の安全を考慮した道路環境作りや歩行者専用道路化を行う。

③既設道路（歩道のない道路）

歩道のない既設道路については、これまでも一定の歩行者の安全性の向上が図られているが、一部において対策が不十分であったり、障害物により歩行スペースが狭くなっていたりする箇所がある。このような箇所・区間については、以下の事項に配慮してできる限り改良を行う。また、周辺の土地利用の状況などを考慮しつつ、長期的には歩道設置に向けて取り組むこととする。

◎舗装面の改修など、現状を踏まえてなるべく歩きやすい路面に改良する。

- ハンプやクランクなど可能な限り車両を減速させる措置を講ずる。

◎電柱の移設や集約を働きかけるとともに、標識等の移設・撤去を図る。

◎側溝に蓋がない場合は、側溝に溝蓋やグレーチング等を被せ、グレーチング等は目の細かいものを使用する。

◇路肩については、カラー舗装や車道と舗装材を異なるものにするなどし、視覚的な分離を図る。

◇経年劣化している道路標示等の再整備により、視認性の向上を図る。

●放置自転車の撤去や不法占用物件である店舗看板等については、撤去を行う。

◇歩行を阻害している障害物の除去に関する指導・啓発やPRに努める。

(4) 信号交差点

安全・快適に交差点を横断できるように、生活関連経路上に必要な箇所について、高齢者、障害者等に配慮した信号の設置・改良を行う。

●既設信号については、必要な箇所について音響付き信号機の設置や、高齢者、障害者等の安全な横断のため必要な歩行者用青時間の延長を検討する。

(5) その他

① ITSを活用した誘導案内の導入

駅、駅前広場、周辺道路等をよりわかりやすく移動するためには、案内サインの整備が必要となる。視覚障害者への情報案内については、サイン整備とあわせて、誘導用ブロック、点字表示などがガイドラインに示されている。

さらに、当事者から要望のある音声を活用した情報案内システムについても、近年、急速に開発が進みつつある電波、光などを用いた、ICチップによる歩行者ITSを活用した案内システム導入に向けた検討を行う。

* ITS (Intelligent Transport Systems 日本語では「高度道路交通システム」と称される)
とは、コンピューターや情報通信、センサーなどの最先端のIT (情報技術) を用いて、人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通手段、渋滞などの道路交通問題の解決や、歩行者等の歩行支援などを図ろうとする新しい交通システム

② 整備工事期間中のバリアフリー対策

駅舎および道路等のバリアフリー整備工事にあたっては、各事業者において安全点検、安全誘導などの安全管理を徹底するとともに、工事期間中の適切なバリアフリー対策を実施することとする。

3.整備項目

A 生活関連施設

(ア) 京阪星ヶ丘駅

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
移動施設	●駅出入口から車両乗降口まで移動等円滑化された経路を確保	○			
	◎スロープおよび階段への2段手すりの設置	○			
	●認識しやすい階段床面への改良			○	
視覚障害者誘導用ブロック等	●多目的トイレ等の主要施設への誘導用ブロックの敷設	○			
	◎新規敷設時又は改良時には JIS 規格に適合			○	
	●駅構内配置を示した触知図の改修	○			
案内サイン	◎多目的トイレ等主要施設への案内サインの改善	○			
	◎見やすい運賃表への改善			○	
運行状況等の情報提供	◎運行状況等の文字による情報提供設備の検討	○			
	◎音声、貼り紙等による緊急時の情報提供				○
人的対応による案内機能の向上	●筆談具等の配備と、その旨の表示の検討			○	
	◇駅員の対応についての取り組みを継続的に実施				○
トイレ	●オストメイトに対応した多目的トイレの設置	○			
券売機	●設備更新時には、車いす対応型券売機の導入	○			
改札口	●幅広自動改札機の導入	○			
プラットホーム	●ホーム縁端警告用ブロックに内方線を追加等による転落防止策の向上	済			
	◎車両とホームの段差が小さくなるよう検討			○	

※整備項目における◎はガイドライン等の基準以上の整備、●は基準に適合させる整備、◇は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

(イ) 京阪村野駅

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
移動施設	● 駅出入口から車両乗降口および多目的トイレまで移動等円滑化された経路を確保		○		
	◎ スロープおよび階段への2段手すりの設置		○		
	● 認識しやすい階段床面への改良			○	
視覚障害者 誘導用 ブロック	● 多目的トイレ等の主要施設へ誘導用ブロックの敷設		○		
	◎ 新規敷設時又は改良時には JIS 規格に適合			○	
	● 駅構内配置を示した触知図の改修		○		
案内サイン	◎ 多目的トイレ等主要施設の案内サインの改善		○		
	◎ 見やすい運賃表への改善		○		
運行状況等の 情報提供	◎ 運行状況等の文字による情報提供設備の検討			○	
	◎ 音声、貼り紙等による緊急時の情報提供				○
人的対応による 案内機能の向上	● 筆談具等の配備と、その旨の表示の検討			○	
	◇ 駅員の対応についての取り組みを継続的に実施				○
トイレ	● オストメイトに対応した多目的トイレの設置		○		
券売機	● 設備更新時には、車いす対応型券売機の導入		○		
プラット ホーム	● ホーム縁端警告用ブロックに内方線を追加等による転落防止策の向上	済			
	◎ 車両とホームの段差が小さくなるよう検討			○	

※整備項目における◎はガイドライン等の基準以上の整備、●は基準に適合させる整備、◇は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

(ウ) サプリ村野

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
移動円滑化経路の確保	●施設出入口から多数の者が利用する階および居室並びに体育館まで、移動等円滑化された経路を確保する。		○		
	●既設の階段へのスロープまたはエレベーターの併設		○		
	◎スロープに手すりを設置した場合、両側に設置する		○		
視覚障害者移動等円滑化経路	◎誘導用ブロックの更新時に JIS 規格のものへ改善			○	
	◎視覚障害者の案内方法の検討（出入口付近への呼び出しボタンの設置および誘導用ブロックの敷設等）		○		
設備等	●多目的トイレへのオストメイトの設置		○		
	◎多目的トイレの新設又は改良時には、蛇口は、センサー式やレバー式などとし、便器洗浄ボタンや紙巻器、呼出しボタンの形状、色、配置は JIS 規格に合わせたものとする。		○		
情報案内設備	◎各フロア主要動線部における多目的トイレやエレベーターを示す誘導サイン設置		○		
	◎多目的トイレにオストメイトを設置した場合には、オストメイト対応の標識の設置		○		
その他	◇誘導用ブロック周辺に駐車しているバイク、自転車等への啓発				○
	◎あら目のグレーチングを細目ものへ改修		○		

※整備項目における◎はガイドライン等の基準以上の整備、●は基準に適合させる整備、◇は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

B. 生活関連経路

(ア) 道路

経路	整備の方向
京阪星ヶ丘駅 ⇄ サプリ村野 ⇄ 京阪村野駅	<p>星ヶ丘駅からサプリ村野までの市道村野第 27 号線～管理道路～市道村野第 24 号線は、歩道が整備されておらず、村野駅からサプリ村野までの府道枚方大和郡山線は、概ね歩道が整備されているが、十分な幅員が無く未整備区間もある。</p> <p>歩道の未整備区間については、歩行者の安全向上に努め、歩道のある区間については、既設道路の整備方針に沿った整備を行う。</p>

種別	整備項目	整備時期等				
		短	中	長	ソ	
歩道あり	歩道の改良	●舗装面の改善		○		
		●縦断勾配および横断勾配の改善		○		
		●段差の解消		○		
	視覚障害者誘導用ブロック	●誘導用ブロックの敷設と改修		○		
	障害物の撤去・規制	●商品・看板等のはみだしへの指導・撤去				○
		●不法駐車 of 撤去・規制の継続実施				○
		●放置自転車対策の実施の継続実施				○
		◇電柱や標識柱等の移設の検討			○	
	その他	●照明施設の設置を検討			○	
		●ベンチ等の休憩施設の設置を検討			○	
◇グレーチングを細目に改修			○			
歩道なし	歩行者等の安全向上策	◎側溝ふた等の設置および改修		○		
		◇道路標示の改修		○		
		◇カラー舗装等による歩行者空間と車道との視覚的な分離を検討		○		
		◇電柱や標識柱等の移設の検討			○	
	障害物の撤去・規制	●放置自転車対策の継続実施				○
		●不法駐車 of 取り締まり強化				○
		●商品・看板等のはみだしへの指導・撤去				○

※整備項目における◎はガイドライン等の基準以上の整備、●は基準に適合させる整備、◇は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策